平成28年度　介護保険料が決定しました

介護保険とは「老後の安心をみんなで支える」という仕組みで、40歳以上の人が介護保険料を納めます。40歳から64歳までは医療保険の一部として納め、65歳からは原則として年金からの天引きとなりますが、条件により年金から天引きされない人は、納付書での納付となります。

決定通知書・納付通知書を発送します

65歳以上で、特別徴収（介護保険料が年金から天引きされる）の人には、7月下旬に「介護保険料決定通知書」を郵送します。また、普通徴収（介護保険料が年金から天引きされない）の人には、7月中旬に「介護保険料納付通知書」を郵送しますので、納期限までの納付に御協力ください。

納付方法

普通徴収の人の納期は7月から翌年2月までの8回です。市役所1階の長寿支援課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、市が指定する金融機関のいずれかで納付してください。

また、納付に便利な口座振替も利用できます。希望する人は、納付通知書に同封されている申込用紙に必要事項を記入し、通帳と届出印を持参の上、金融機関で手続きをしてください。

なお、何らかの理由により、納付手続きが難しい場合、訪問徴収員がお伺いすることもできます。

特別な事情がなく、保険料の滞納が続く場合、利用者負担が3割になるなどの措置がとられますので、御注意ください。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390～393）へ。

特別徴収の人には、「介護保険料決定通知書」（見本①）を郵送します。

普通徴収の人には、「介護保険料納付通知書」（見本②）を郵送します。

施設サービス利用時の食費・居住費を軽減します

介護保険で施設サービスを利用する際の食費・居住費は、利用者の自己負担となりますが、次の要件を全て満たす人は、施設入所・短期入所時における自己負担額が負担限度額まで軽減されます。

①世帯全員が市民税非課税
②施設入所などで世帯分離をしている配偶者や内縁関係の人がいる場合、その人も市民税非課税
③本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）が所有する預貯金などの資産の合計金額が、配偶者がいる人は2000万円以下、配偶者がいない人は1000万円以下

対象となる人には「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、介護保険の被保険者証、本人及び配偶者の預貯金などの資産が分かる物（通帳や有価証券など）の写し、印、マイナンバーカード（又は通知カード及び本人確認書類など）を持参の上、市役所1階の長寿支援課又は新里・黒保根支所市民生活課で申請してください。

なお、介護保険制度改正に伴い、今年8月から、負担段階の判定に用いる収入額として、合計所得金額と課税年金収入額の合計額の他に、非課税年金収入額も含まれることになります。

認定書をお持ちの人は更新の手続きを

すでに介護保険負担限度額認定証が交付されている人は、7月31日が有効期限ですので、更新の手続きが必要です。

手続きの方法

該当する人には、7月上旬に申請用紙・資産関係を調査する同意書を郵送します。軽減となる要件を御確認いただき、引き続き該当する人は必要書類を持参の上、長寿支援課又は新里・黒保根支所市民生活課で手続きをしてください。

8月31日（水）までに手続きをすると、8月1日から適用となります。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線391）へ。

高齢者向け給付金

申請は7月29日（金）まで

4月19日から受け付けている高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請受け付けは、7月29日（金）まで（当日消印有効）です。

申請が済んでない人は、早目に申請をお願いします。申請期限までに申請が間に合わなかった場合は、災害などやむを得ない場合を除き給付金は支給できませんので、御注意ください。

問い合わせは、長寿支援課臨時福祉給付金専用ダイヤル（☎22-3351）へ。

9月4日（日）開催

プロ野球イースタン・リーグ公式戦

埼玉西武ライオンズ
対
北海道日本ハムファイターズ

期日＝9月4日（日）
時間＝午後1時試合開始
場所＝桐生球場
入場券販売期間＝前売券7月20日（水）～9月3日（土）
※当日券9月4日（日）
入場券の販売
前売券＝内野席大人1300円、小人800円、外野席大人800円、小人500円
当日券＝内野席大人1600円、小人1000円、外野席大人1000円、小人700円
※小人は高校生以下（未就学児は無料）
販売場所＝市役所4階のスポーツ体育課、新里公民館、黒保根公民館（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）、市民体育館（午前9時から午後5時まで）、市民文化会館（8月15日及び各火曜日を除く午前9時から午後10時まで）
※当日券は、桐生球場でのみ販売します。

問い合わせは、スポーツ体育課（☎内線658）へ。

マイナンバー（個人番号）カードの交付場所が変わります

桐生地区に住所のある人は、これまで市役所2階の臨時窓口で交付していましたが、7月から市役所1階市民課で交付します。

新里地区、黒保根地区の人は、これまでどおり新里支所、黒保根支所で交付します。

マイナンバーカードの交付

マイナンバーカードは、申請をした人から順次、市から交付通知書をお送りしています。交付通知書が届いた人は、所定の交付場所の窓口へ左の「お持ちいただくもの」を御用意してお越しください。本人確認の上、マイナンバーカードを交付します。

また、やむを得ない理由により、交付期限が過ぎてしまっても、マイナンバーカードは市で保管していますので、「お持ちいただくもの」を御用意してお越しください。

○お持ちいただくもの
・交付通知書（はがき）
・通知カード（回収させていただきます）
・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ、回収させていただきます）
・本人確認書類（表1のとおり）

交付の際にはマイナンバーカード用の暗証番号の設定が必要になります。暗証番号（表2）をあらかじめ考えておいてください。

なお、マイナンバーカードを申請されて、1か月以上過ぎても交付通知書が届かない場合は、市民課住民係（☎内線245・246）へお問い合わせください。

表1＝本人確認書類

次のうちから1点	住民基本台帳カード（写真付きに限る）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
上記をお持ちでない人は、次の中から2点以上	健康保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、住所欄の記載のある預金通帳、医療受給者証など

※カードの交付は本人のみです。入院など、やむを得ない理由により、本人が受け取ることができない場合は、事前に市民課住民係にお問い合わせください。

表2＝暗証番号

・署名用電子証明書	英数字6文字以上16文字以下で設定できます。英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、いずれも1つ以上必要です。
・利用者用電子証明書 ・住民基本台帳 ・券面事項入力補助用	数字4桁（同じ暗証番号を設定することもできます）